

四日市市告示第203号

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱を次のように定める

令和2年 4月 1日

四日市市長 森 智広

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、全国規模の大規模大会や国内トップレベルのリーグ戦等のスポーツイベントの開催を通じ、本市におけるスポーツ振興の発展、ジュニア世代等の競技力向上、スポーツ交流による地域活性化を図るため、当該大規模大会等を本市で開催しようとする者に対し、補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助交付対象大会等)

第2条 補助金の交付対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会（参加国が日本を含む3カ国以上であり、参加選手の1割以上が外国選手であるものをいう。）
- (2) 全国大会（全都道府県を参加対象とし、24都道府県以上から選手の参加があるものをいう。）
- (3) リーグ戦等のスポーツイベント（一般社団法人日本トップリーグ機構又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体等が主催、主管又は共催する最上位のレベルのリーグ戦等をいう。）
- (4) ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等（本市とホームタウン包括連携協定を締結した団体が出場する大会等をいう。）
- (5) スポーツ合宿（第2号に該当する大会等において、過去1年以内に全国ベスト8相当以上の成績を収めた団体又は個人が属する団体がスポーツの技術向上を目的とし行われる合宿で、市内のホテル、旅館等への宿泊数の合計が述べ20泊以上であるものをいう。）
- (6) その他市長が特に必要と認める大会等

2 前項第2号の規定に関わらず、次の各号に掲げるものについてはこの要綱を適用しない。

- (1) 公益財団法人日本中学校体育連盟並びに各県及び各市町村の中学校体育連盟が主催する大会
- (2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟及び各県の高等学校体育連盟が主催する大会

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に該当する大会等を市内のスポーツ施設において実施しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、補助対象としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする大会

(2) この要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を本市から受けている大会  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表1の通りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める金額を上限として交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、当該大会等開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1団体につき1年度1回限りとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金額をスポーツ大会開催補助金額決定通知書(第2号様式)により団体に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付対象者が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助金の交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた団体は、大会等終了後、速やかにスポーツ大会開催補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の支出)

第10条 第8条の規定による補助金額の決定の通知を受けた者は、スポーツ大会開催補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。
- 3 補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払い又は前金払により交付することができる。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) スポーツ大会開催補助金の交付申請に虚偽又は不正があったとき
- (2) 大会が中止になったとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の評価)

第13条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 交付対象となる経費

対象となる大会等	補助対象経費
国際大会、全国大会、 リーグ戦等のスポーツイベント、 ホームタウン包括連携協定締結 団体の大会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設使用料（設備器具等備付物品使用料を含む）</li> <li>会場設営費（会場設営費、会場撤去費等）</li> <li>競技会場、宿舍及び最寄駅間の計画輸送に伴うバス借上費</li> </ul>
スポーツ合宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊費</li> </ul>
その他市長が特に必要と認める 大会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が予算の範囲内で特に必要と認める金額</li> </ul>

別表2 交付する補助金の額

対象となる大会等	補助金の額	上限額
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント	補助対象経費の 3分の2	200万円
ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	補助対象経費の 3分の2	100万円
スポーツ合宿	宿泊者1名につき 1泊1千円	50万円
その他市長が特に必要と認める大会等	市長が予算の範囲内で 特に必要と認める金額	

備考

- 1 上記補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

年 月 日

（宛先）  
四日市市長 様

（申請者）

所在地	〒
主催者名 （団体名）	
ふりがな	
代表者氏名	
電話番号	

### 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付申請書

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記の通り申請します。

記

補助交付対象大会の種類 （該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> (1) 国際大会 <input type="checkbox"/> (2) 全国大会 <input type="checkbox"/> (3) リーグ戦等のスポーツイベント <input type="checkbox"/> (4) ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等 <input type="checkbox"/> (5) スポーツ合宿
大会/合宿/イベント名	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費（予算額）	円
補助交付申請額	※交付要綱別表の限度額を超えないこと。 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 大会/合宿/イベント等の要項（事業計画書等） <input type="checkbox"/> 大会等予算書 <input type="checkbox"/> 実績確認書類（大会結果等） ※(5)スポーツ合宿申請時のみ

年 月 日

所在地 〒

主催者名  
(団体名)  
ふりがな

代表者氏名

四日市市長

### 四日市市スポーツ大会等開催事業費 補助金額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったスポーツ大会等開催事業費補助金について、四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第8条に基づき、下記の通り決定しましたので通知いたします。

記

補助交付対象大会の種類	
大会/合宿/イベント名	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費(申請予算額)	円
補助交付決定額	円
備考	(1) 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱並びに四日市市補助金等交付規則の規定を遵守すること。 (2) 交付申請書に虚偽又は不正があったとき、並びに大会等が中止となった場合には、交付決定額の全部又は一部を取り消すことがある。

年 月 日

（宛先）  
四日市市長 様

（申請者）

所在地	〒
主催者名 （団体名）	
ふりがな	
代表者氏名	
電話番号	

### 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金計画変更承認申請書

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記の通り再申請します。

記

補助交付対象大会の種類 （該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> （1）国際大会 <input type="checkbox"/> （2）全国大会 <input type="checkbox"/> （3）リーグ戦等のスポーツイベント <input type="checkbox"/> （4）ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等 <input type="checkbox"/> （5）スポーツ合宿
大会/合宿/イベント名	
開催期間	変更前：      年    月    日    ～      年    月    日 変更後：      年    月    日    ～      年    月    日
補助対象経費（予算額）	変更前：                                  円 変更後：                                  円
補助交付申請額	※交付要綱別表の限度額を超えないこと。 変更前                                  円 変更後                                  円
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容が分かる書類



